

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

あいあいガイド

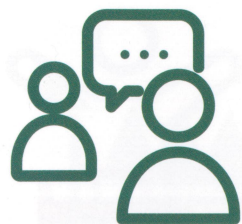


立川市社会福祉協議会（立川社協）とは…

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。地域の住民、関係団体を会員とし、自分たちの「まち」は自分たちでつくりあげるという視点で、福祉の「まちづくり」を住民の皆さまと一緒に考え、その自主的な取組みを応援しています。

また、地域で福祉サービスを必要とされる方々への相談支援やサービス提供を行い、地域福祉の推進を総合的に図っています。





相談

ひとりで悩まず、

お気軽に



暮らしの「あんしん」をお手伝いします

判断能力に不安のある高齢の方や障害のある方が、適切な福祉サービス等を利用しながら、地域で安心して生活できるよう支援します。

権利擁護に関する地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の推進や権利擁護支援の基盤強化を行っています。終活に関する相談もお受けしています。

●福祉サービス等の利用をサポート 「日常生活自立支援事業」

・福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、毎月の生活費の管理や家賃の支払い等のお手伝いをします。必要な場合は、通帳・土地の権利書等の大切な書類をお預かりします。

●法的な代理人としてサポート 「成年後見制度利用支援事業」

・判断能力が不十分な方に、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、財産管理や身上の保護を行い、安心して生活できるよう支援します。中核機関として行政や関係機関と協働して支援します。また、福祉サービス利用に関する苦情の相談もお受けしています。



問合せ

地域あんしんセンターたちかわ

☎042-529-8319 FAX 042-526-6081 ✉anshin@tachikawa-shakyo.jp

●障害者の権利を護るために 「障害者虐待防止センター」

・市民の権利を擁護し、虐待が起こらないように立川市とともに障害者虐待防止センターを運営しています。



問合せ

障害者虐待防止センター専用電話

☎042-524-8774

生活や仕事に関するご相談をお受けします

生活や仕事でお困りの方一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、自立に向けた支援をします。

■例えば…

- ・懸命に仕事を探しているが、なかなか見つからない
- ・仕事を辞めたので、家賃の支払いが心配
- ・生活に困っているがどこに相談したらよいかわからない
- ・子どもの教育費が心配 等

■相談の流れ

電話・来所相談 → 相談支援員と一緒に悩みごとの確認、課題の整理

※相談は事前予約制となります。まずはお電話にてご予約ください。

ご利用可能な制度として

- ・自立相談支援によるプラン作成
- ・就労支援員による就労相談
- ・家計管理に関する相談
- ・住居確保給付金による家賃・転居費用の給付
- ・生活福祉資金の貸付
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業による塾代、受験料の貸付

必要に応じて他機関へ

- ・法律相談機関・福祉事務所
- ・医療機関・若者支援機関 等



問合せ

立川市くらし・しごとサポートセンター

☎042-503-4308 FAX 042-526-6081 ✉kurasapo@tachikawa-shakyo.jp

高齢者やそのご家族のご相談をお受けします

高齢者やそのご家族の総合相談窓口として、介護保険制度や健康増進等、ご相談をお受けします。

●地域包括支援センターとして

- ・総合相談窓口として介護等のよろず相談を承ります。
- ・高齢者虐待防止等の権利擁護を推進します。
- ・ちょこっとボランティアや高齢者等の見守りネットワークの形成に努めます。
- ・各種予防教室や家族介護者支援の集まり等を定期的に開催します。
- ・認知症サポーター養成講座をご希望に応じて開催します。
- ・要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを行います。



介護予防教室の様子

●基幹型地域包括支援センターとして

- ・地域ケア推進会議等の関係機関の連絡調整・ネットワーク形成、地域包括ケアを推進します。
- ・介護支援専門員や、介護サービス事業者等の連絡会や研修会を開催し、地域のケアマネジメントの質の向上を図ります。

●認知症の方への支援

- ・「認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり」を目指して認知症地域支援推進員を中心に関係者と連携しながら支援していきます。
- ・認知症地域支援推進員は、認知症に関する相談や、介護と医療の連携強化、認知症カフェやサロン等通いの場のお手伝い、地域での支援ネットワークづくり等に取り組んでいます。

●在宅医療・介護相談窓口

- ・市民の方や医療・介護関係者からの相談をお受けします。在宅生活を送るための、医療と介護の連携を推進します。

●世代や属性を問わない相談支援

- ・年齢に関わらず本人やその世帯の困りごとに対して、まずは相談を受け止め、適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- ・重層的支援体制推進のため、相談支援包括化推進員を配置します。



問合せ

立川市南部西ふじみ地域包括支援センター

☎042-540-0311 FAX 042-548-1747 ✉fujimihokatsu@tachikawa-shakyo.jp

立川市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所

介護支援専門員（ケアマネジャー）が市内の高齢者等から依頼を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

☎042-523-9309 FAX 042-548-1747 ✉cm-kyotaku@tachikawa-shakyo.jp

●専門相談

立川市総合福祉センターにて各種専門相談を実施しています。

相談の種類	相談員	実施日	実施時間	予約
①終活相談	弁護士	第4木曜日	13:30~16:20	要予約
②成年後見相談	司法書士	第3火曜日	13:00~16:00	
③精神障害者の家族相談	立川麦の会（立川精神障害者家族会）	第2月曜日	13:30~16:30	予約不要
④アルコール相談	立川断酒新生会	第2・4水曜日	13:00~16:00	



上記専門相談のお問合せ・ご予約は

①② 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ ☎042-529-8319

③ 立川麦の会（眞壁） ☎042-537-3905

④ 実施日には、電話相談も受け付けています。相談専用 ☎042-529-8426



参加・交流

できることから

始めよう



ボランティア・市民活動のお手伝いをします

はじめの一步を応援します

- ・ボランティアや市民活動に参加したいという方へ活動先を紹介します。
- ・ボランティアの支援が必要という方もご相談ください。
- ・企業等で社会貢献・地域貢献をしたいというご相談にも応じます。

福祉への理解を進めます

- ・学校、地域の集まりの場等での福祉に関する学習会を開催します。
- ・差別や偏見のない社会の実現に向けた啓発活動や、市民活動参加のためのきっかけづくりを行います。



はじめてのボランティア活動支援

活動をさらにを広げよう!

- ・市民活動をしている方の課題解決のために、講座や研修会、助成事業を実施します。
- ・さまざまなスタイルで活動している団体と連携を取り、イベントを開催したりネットワークを広げます。



障害のある方との交流授業

活動をサポートするための保険加入や備品・スペースの貸出をしています

各種保険

- ボランティア保険
- 行事保険

ボランティア活動中やイベント開催時の事故等に備えて加入ができます。

印刷等の貸出機材

- 印刷機(大量印刷OK)
- 拡大コピー機
- 紙折り機
- 丁合機



貸出部屋

- ボランティアルーム
- 団体交流室

ともに定員18名
机6台、椅子18脚
※貸出は非営利活動のみ



問合せ

ボランティア・市民活動センターたちかわ

立川市富士見町2-36-47 ☎042-529-8323 FAX 042-529-8714

✉shimin@tachikawa-shakyo.jp

住民の方たちとともに「孤立のないまちづくり」を進めます

「地域福祉コーディネーター(兼 生活支援コーディネーター)」の配置

コーディネーターが「孤立のないまち」「住民が心配ごとの解決に参加できるまち」をめざして住民の方たちとともに活動を進めます。

地域福祉コーディネーターは、世代や対象を問わず、身近な地域での人々のつながりをつくります。「子育てママ同士集まれる場所があったらいいな」「歩いていけるところで体操がしたい」等気軽にお問合せください。



食支援を通じた企業との
つながりづくり(SDGsの取組み)



自治会・老人クラブと協働して
地域子どもたちと交流



ご近所同士の
体操グループ立ち上げを応援

こんな時は 地域福祉 コーディネーター まで

- ◆健康体操グループやサロンの情報が知りたい
- ◆新しいサークルを立ち上げたい
- ◆ボランティア活動がしたい
- ◆地域の困りごとの解決のために懇談会を開きたい
- ◆学習会を企画・実施したい等

地域づくり係

☎042-540-0200 FAX 042-529-8714
chiikizukuri@tachikawa-shakyo.jp



問合せ

地域福祉コーディネーター (兼 生活支援コーディネーター)

第1地区(富士見・柴崎町) 第4地区(栄・若葉町)

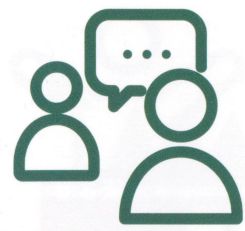
☎042-540-0205 ☎042-537-7147
FAX 042-529-8714 FAX 042-537-7157

第2地区(錦・羽衣町) 第5地区(砂川・柏・幸・泉町)

☎042-519-3001 ☎042-534-9616
FAX 042-519-3003 FAX 042-534-9617

第3地区(曙・高松・緑町) 第6地区(上砂・一番・西砂町)

☎042-540-0210 ☎042-534-9501
FAX 042-529-8714 FAX 042-534-9502



相談

ひとりで悩まず、

お気軽に



暮らしの「あんしん」をお手伝いします

判断能力に不安のある高齢の方や障害のある方が、適切な福祉サービス等を利用しながら、地域で安心して生活できるよう支援します。

権利擁護に関する地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の推進や権利擁護支援の基盤強化を行っています。終活に関する相談もお受けしています。

●福祉サービス等の利用をサポート 「日常生活自立支援事業」

・福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、毎月の生活費の管理や家賃の支払い等のお手伝いをします。必要な場合は、通帳・土地の権利書等の大切な書類をお預かりします。

●法的な代理人としてサポート 「成年後見制度利用支援事業」

・判断能力が不十分な方に、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、財産管理や身上の保護を行い、安心して生活できるよう支援します。中核機関として行政や関係機関と協働して支援します。また、福祉サービス利用に関する苦情の相談もお受けしています。



問合せ

地域あんしんセンターたちかわ

☎042-529-8319 FAX 042-526-6081 ✉ anshin@tachikawa-shakyo.jp

●障害者の権利を護るために 「障害者虐待防止センター」

・市民の権利を擁護し、虐待が起こらないように立川市とともに障害者虐待防止センターを運営しています。



問合せ

障害者虐待防止センター専用電話

☎042-524-8774

生活や仕事に関するご相談をお受けします

生活や仕事でお困りの方一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、自立に向けた支援をします。

■例えば…

- ・懸命に仕事を探しているが、なかなか見つからない
- ・仕事を辞めたので、家賃の支払いが心配
- ・生活に困っているがどこに相談したらよいかわからない
- ・子どもの教育費が心配 等

■相談の流れ

電話・来所相談 → 相談支援員と一緒に悩みごとの確認、課題の整理

※相談は事前予約制となります。まずはお電話にてご予約ください。

ご利用可能な制度として

- ・自立相談支援によるプラン作成
- ・就労支援員による就労相談
- ・家計管理に関する相談
- ・住居確保給付金による家賃・転居費用の給付
- ・生活福祉資金の貸付
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業による塾代、受験料の貸付

必要に応じて他機関へ

- ・法律相談機関・福祉事務所
- ・医療機関・若者支援機関 等



問合せ

立川市くらし・しごとサポートセンター

☎042-503-4308 FAX 042-526-6081 ✉ kurasapo@tachikawa-shakyo.jp

高齢者やそのご家族のご相談をお受けします

高齢者やそのご家族の総合相談窓口として、介護保険制度や健康増進等、ご相談をお受けします。

●地域包括支援センターとして

- ・総合相談窓口として介護等のよろず相談を承ります。
- ・高齢者虐待防止等の権利擁護を推進します。
- ・ちょこっとボランティアや高齢者等の見守りネットワークの形成に努めます。
- ・各種予防教室や家族介護者支援の集まり等を定期的に開催します。
- ・認知症サポーター養成講座をご希望に応じて開催します。
- ・要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを行います。



介護予防教室の様子

●基幹型地域包括支援センターとして

- ・地域ケア推進会議等の関係機関の連絡調整・ネットワーク形成、地域包括ケアを推進します。
- ・介護支援専門員や、介護サービス事業者等の連絡会や研修会を開催し、地域のケアマネジメントの質の向上を図ります。

●認知症の方への支援

- ・「認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり」を目指して認知症地域支援推進員を中心に関係者と連携しながら支援していきます。
- ・認知症地域支援推進員は、認知症に関する相談や、介護と医療の連携強化、認知症カフェやサロン等通いの場のお手伝い、地域での支援ネットワークづくり等に取り組んでいます。

●在宅医療・介護相談窓口

- ・市民の方や医療・介護関係者からの相談をお受けします。在宅生活を送るための、医療と介護の連携を推進します。

●世代や属性を問わない相談支援

- ・年齢に関わらず本人やその世帯の困りごとに対して、まずは相談を受け止め、適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- ・重層的支援体制推進のため、相談支援包括化推進員を配置します。



問合せ

立川市南部西ふじみ地域包括支援センター

☎042-540-0311 FAX 042-548-1747 ✉ fujimihokatsu@tachikawa-shakyo.jp

立川市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所

介護支援専門員（ケアマネジャー）が市内の高齢者等から依頼を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

☎042-523-9309 FAX 042-548-1747 ✉ cm-kyotaku@tachikawa-shakyo.jp

●専門相談

立川市総合福祉センターにて各種専門相談を実施しています。

相談の種類	相談員	実施日	実施時間	予約
①終活相談	弁護士	第4木曜日	13:30~16:20	要予約
②成年後見相談	司法書士	第3火曜日	13:00~16:00	
③精神障害者の家族相談	立川麦の会（立川精神障害者家族会）	第2月曜日	13:30~16:30	予約不要
④アルコール相談	立川断酒新生会	第2・4水曜日	13:00~16:00	



上記専門相談のお問合せ・ご予約は

- ①② 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ ☎042-529-8319
- ③ 立川麦の会（眞壁） ☎042-537-3905
- ④ 実施日には、電話相談も受け付けています。相談専用 ☎042-529-8426



支援

地域でともに

誰もが心豊かな地域生活を送ることができるよう 福祉施設の運営を行います

就労継続支援 B 型事業所

(栄・富士見福祉作業所・Café はあもにい♪)
一般企業への就労が難しい障害のある方に、授産作業や地域交流活動等を通して、日常生活の自立を支援します。



栄福祉作業所 定員30名
立川市栄町5-38-4
☎042-536-0549 FAX 042-536-0549

富士見福祉作業所 定員10名
立川市富士見町1-2-24
☎042-522-6950 FAX 042-522-6950

Café はあもにい♪

立川市役所1階で営業しています。栄・富士見福祉作業所の出張所として位置づけ、福祉的就労から一般就労を目指します。



市役所の開庁日 10:30～15:00
☎042-512-7810 FAX 042-512-7810
※ラストオーダー 14:30
立川市泉町1156-9立川市役所内
※利用希望者は栄・富士見福祉作業所のいずれかに登録する必要があります。

生活介護支援事業所

(身体障害者デイルームマンボウ・知的障害者デイルームコスモス)

定員40名

知的・身体に重い障害がある方々が住み慣れた地域で、心豊かに生活が送れるよう活動している通所施設です。

立川市富士見町2-36-47
☎042-529-8342 (マンボウ)
☎042-529-8353 (コスモス)
※施設利用者のご自宅付近と事業所間の送迎を行います。



学童保育所

(立川市総合福祉センター学童保育所)

定員15名

放課後の保育及び福祉的支援を必要とする児童の健全育成と豊かな発展に寄与しています。
※在籍している学校へ児童を迎えに行くとともに、三季休業中の平日は朝と夕方に自宅付近のポイント送迎を行います。



立川市富士見町2-36-47
☎042-595-9122

暮らすために



高齢者デイサービスセンター



日常生活に介助が必要な高齢者が住み慣れた地域で末永く暮らしていけるよう、機能訓練・入浴サービス・食事サービス等を提供します。

〈実施事業〉通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業



立川市富士見町2-36-47
☎042-529-8396

ホームヘルプサービス



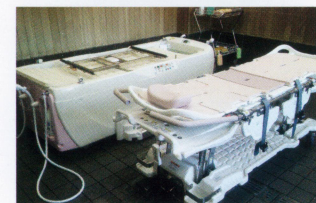
住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣します。

〈実施事業〉訪問介護/介護予防・日常生活支援総合事業/居宅介護/重度訪問介護/移動支援/同行援護/通常の学級の介助員事業(市委託事業)



立川市富士見町2-36-47
☎042-540-0821

機械入浴サービス (市委託事業)



入浴困難な在宅の身体障害者と高齢者に対して、特殊寝台車の送迎により施設での入浴の機会を月4回程度提供します。



立川市富士見町2-36-47
☎042-540-0821

障害者相談支援事業所 (指定特定相談支援)

障害福祉サービスを利用される方々の、「サービス等利用計画」を作成します。福祉サービスの利用や日常生活の助言を行うとともに、就労、医療、年金等の関係機関と連携し、障害児者が安心して地域で暮らせるよう支援します。



立川市富士見町2-36-47
☎042-540-0822 FAX 042-548-1724

地域活動支援センター たあふく

障害のある方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように相談を伺い、支援を行う窓口です。

日常生活上の困りごとや福祉制度に関する相談をはじめ、日中の居場所や活動の機会として、各種プログラムや交流スペースの提供を行っています。

※地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。



立川市富士見町2-36-47
☎042-503-9109 FAX 042-548-1724

立川市社会福祉協議会までの無料送迎バス (立川市総合福祉センター)

無料シャトルバス時刻表

立川市社会福祉協議会→立川駅北口	立川駅北口→立川市社会福祉協議会
午前 9:40	午前 9:50
午前 10:20	午前 10:30
午前 11:00	午前 11:10
午前 11:40	午前 11:50
午後 1:00	午後 1:10
午後 1:40	午後 1:50
午後 2:20	午後 2:30

○運行は月曜日から金曜日までです。(土日祝のぞく)
○バス停はありませんので、表にある時刻に立川駅北口交番前よりご乗車ください。
○車いす用リフト付き車両です。

福祉のまちづくりにご協力ください!

～会員会費・寄付金・募金活動～

立川市社会福祉協議会の活動をさらに充実させ、福祉のまちづくりを進めていくには、多くの方のご支援とご参加が欠かせません。

立川市社会福祉協議会の財源

会員会費、寄付金、共同募金の配分金、東京都や市等からの補助金・受託金等が財源となっています。遺贈によるご寄付も受け付けています。



会費・寄付金の使いみち

～地域福祉の推進のために～

孤立防止のために

地域住民同士の支えあい活動、交流の場づくりを進めます。

情報共有や学び合いのために

地域の問題を解決するための学習会やイベント等を開催します。

市民活動の広がりのために

ボランティアや市民活動、企業の社会貢献・地域貢献に関する相談、学校の福祉学習のサポートをします。

困ったときの相談窓口

終活相談、アルコール相談等、専門相談を行います。

会員とは

社会福祉協議会が行う地域福祉を推進する事業にご賛同いただき、社会福祉協議会を支えてくださる皆さまです。

年会費

個人会員 一口 500円

団体会員 一口 5,000円

※会員会費・寄付金等のご相談は、下記までお願いいたします。

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

〒190-0013

立川市富士見町2-36-47 立川市総合福祉センター内

☎042-529-8300 (代表) FAX 042-529-8714

開所時間 / 月～金 8:30～17:15 土 8:30～17:00

(※電話での問合せは 月～金 になります)

URL <https://www.tachikawa-shakyo.or.jp/>

✉ info@tachikawa-shakyo.jp



Facebook



X



YouTube